

法律相談(人権)

無料

外国人であることや性的マイノリティであることで学校や職場で差別を受けて困っている人、SNS への悪質な書き込みで困っている人などに弁護士がアドバイスをします。(原則1回限り)

予約方法

- 事前に予約が必要です。
- 相談したい人は、「法律相談(人権)申込書」をメール(jinken@city.kobe.lg.jp)またはFAX(078-322-6048)で神戸市人権推進課まで送ってください。
- 相談内容を確認した後、相談の日を決めるため、あなたに連絡します。(日本語でない場合は、すぐに返事ができないことがあります。)
- 相談の内容によっては、他の窓口を紹介することがあります。



おでかけ KOBE

相談できる日(2025年度)

- 相談できる日と時間は決まっています。

4月15日(火)	10月21日(火)	時間 13時30分 ~16時30分 (1人50分まで)
5月20日(火)	11月18日(火)	
6月17日(火)	12月16日(火)	
7月15日(火)	1月20日(火)	
8月19日(火)	2月17日(火)	
9月16日(火)	3月17日(火)	

相談できる人

- 神戸市内に住んでいる人
- 神戸市内の学校で勉強をしている人
- 神戸市内で仕事をしている人

相談場所

相談場所は、神戸市役所
(神戸市中央区加納町6-5-1)
です。

市役所に来ることができない人は、電話でも相談ができます。

お問い合わせ(聞きたいことがあるとき)

神戸市福祉局人権推進課

E-mail: jinken@city.kobe.lg.jp

FAX: 078-322-6048

TEL: 078-322-5234

月曜日~金曜日 ※祝日、年末年始を除く

9:00~12:00 13:00~17:00

その他

- 相談は無料です。
- 日本語ができる家族や知人がいる場合は、その方と一緒に来てください。
- 弁護士は、あなたの話を聞いて、アドバイスをしますが、相手と交渉などは行いません。